

## 改葬手続きについて(市営墓園から他墓地等へ移転の場合)

焼骨を移転先墓地等へ埋蔵・収蔵する際は、事前に改葬(焼骨の引越し)手続きが必要です。

### ① 保健福祉課にて埋蔵・収蔵証明書を取得

(必要書類等)

- ✓ 市原市墓園施設埋蔵収蔵証明申請書
- ✓ 市原市墓園施設使用許可証
- ✓ 認印
- ✓ 委任状

※代理人が手続きを行う場合、本人と代理人の身分証明書の写しを添付

- ✓ 発行手数料 300 円(1 体につき)



### ② 市民課、支所にて改葬許可証を取得(無料)

(必要書類)

- ✓ 埋蔵・収蔵証明書
- ✓ 認印
- ✓ 改葬先の名称及び所在地等が分かる書類
- ✓ 届出人と亡くなった方との関係がわかる戸籍の写し

※別途書類が必要になることがあります。詳細は市民課にお問い合わせください。



### ③ 改葬許可証を取得後、改葬日の前日までに使用している墓園事務所に予約

- 海保墓園事務所(0436-36-0750)
- 能満墓園事務所(0436-41-9097)

受付時間 1月1日から3日を除く毎日 8:30~17:00



### 【改葬日当日】

(必要書類)

- ✓ 市原市墓園施設使用許可証
- ✓ 改葬許可証



### 【移転先墓地等へ】

#### 【改葬後】

墓地・納骨堂を使用しなくなった場合は、返還手続きが必要です。

墓石等を設置している場合は、現地を更地にした上で返還届を提出してください。

上記の手続きを済ませていない場合、移転先墓地等へ納骨できません。